

ご契約者の皆様へ

中小企業者たための火災共済に

# 地震危険補償特約 誕生！

住宅を含まない事務所・店舗・工場などの  
**事業用建物も補償の対象になります！**

例えばこんなときには  
共済金をお支払いします

地震危険補償特約で  
万が一に備えましょう！



津波により  
家が流された

地震により  
家が倒壊した

地震により火災が  
発生し家が焼失した

# 地震危険補償特約について

## ①補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます。）・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

## ②地震危険補償特約への加入

地震危険補償特約は、**単独では加入できません。**  
火災共済にセットで加入する必要があります。  
※共済期間は原則1年、最長5年となります。

## ③地震共済金のお支払い

この特約は実際の修理費ではなく、地方自治体が交付する**災証明書**による被害認定に基づきお支払いします。  
災証明書の発行がされない場合は組合が被害認定を行います。



被害認定区分	お支払いする地震共済金
全壊	地震共済金額 × 100%（時価が限度）
大規模半壊	地震共済金額 × 60%（時価の 60%が限度）
半壊	地震共済金額 × 30%（時価の 30%が限度）

※半壊に至らない場合や、門・扉・垣のみに生じた損害の場合などは地震共済金は支払われません。

## ④共済の対象

昭和56年（1981年）6月以降に建築確認申請がなされた以下の建物  
(昭和56年5月以前の建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能が確認できればお引受けできます)

住家物件 (建物内に住宅部分がある物件)	専用住宅、及び店舗・事務所などの併用住宅
非住家物件 (建物内に住宅部分がない物件)	店舗、事務所、工場、倉庫などの事業用建物

注) 動産（家財・什器備品・機械設備・商品製品等）にはご加入いただけません。

## ⑤共済金額の設定

共済金額は、火災共済の共済金額の30%～50%の範囲内で設定し、**1建物あたり1,000万円が限度です。**  
(マンションなどの区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。)

## ⑥地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者（共済掛金負担者）の課税所得から控除されます。（2019年10月現在）  
※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

※山梨県火災共済では、ご提供いただく個人情報の取扱について記載したご案内文書です。個人情報の保護に関する法律を厳守するとともにその安全管理に努めています。  
※本文書は地震危険補償特約の概要について記載したご案内文書です。当チラシは地震危険補償特約の全てを説明しているものではありません。  
詳細なおよび共済金をお支払いできない場合には地震危険補償特約説明書をご覧下さい。

## 取扱組合

**山梨県火災共済協同組合**  
〒400-0032 甲府市中央1-12-32

TEL 055-235-7564

[受付時間] 平日午前 9:00～午後 5:00  
(土・日・祝日、年末年始を除きます)

共同元受先 全日本火災共済協同組合連合会